



令和元年 (2019年) 12月 5日 (木)

No. 15067 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2018年知財に関する重要判例⑥
知的財産事件における侵害不差止の適用に関する考察 (1)

☆知的財産研修会《新春知財セミナー》
(知的財産分野の悩ましい問題について)… (8)

中国2018年知財に関する重要判例⑥

知的財産事件における侵害不差止の適用に関する考察

—河南金博士種業股分有限公司と徳農種業股分有限公司 (元北京徳農種業有限公司)、
河南省農業科学院との植物新品種権侵害事件—

林達劉グループ¹
北京魏啓学法律事務所
著者：魏啓学、方善姬、常虹

目次

はじめに

I 事件の概要

- 1. 基本情報
- 2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

- 1. 侵害属否について
- 2. 金博士社の差止請求について
- 3. 損害賠償額の算定について



特許業務法人
三枝国際特許事務所

SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス
〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コジビル
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

東京オフィス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

社員・副所長 中野 睦子*
社員・副所長 菱田 高弘*

社員・副所長・東京オフィス所長 齋藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

森嶋 正樹
北野 善基*
兼本 伸昭*
河合 永文*
難波 泰明
森垣 善行
岩澤 朋之*
西橋 毅

淀谷 幸平*
東野 匡容*
宮川 直之
八木 祥次
野村 千澄
内藤 勝志
松野 陽介
竹本 有貴

機械・電気部

鈴木 由充
木村 豊
植田 慎吾

新田 研太
鶴 寛
奥山 美保

商標・意匠部

松本 康伸*
青木 覚史

小川 雅加美*
上嶋 一美

化学・バイオ部

藤田 雅史
池上 美穂

洗 理恵*
鴻 宗義

商標・意匠部

田上 英二
中村 剛*

吉川 麻美
羽鳥 慎也



Ⅲ 知的財産事件における侵害不差止の適用に関する考察

1. 「侵害不差止」に関する法律規定及び司法実践
 2. 「侵害不差止」の適用条件
 3. 権利者として留意すべき事項
- おわりに

はじめに

本件は、「中国2018年知的財産権司法保護に係る10大判例」に選ばれ、「2018年河南裁判所知的財産権司法保護に係る10大判例」にも掲載されたものである。とうもろこしのハイブリッド「鄭単958」は、中国が独自の知的財産権を持つとうもろこし種子のTOP1のブランドである。本件は、中国でとうもろこしのハイブリッドの生産におけるハイブリッドと親との関係に関して裁判所に訴えた最初の事件であり、本件の判決により、各当事者がハイブリッドの生産許諾契約を締結する際に、その親の権利者による許諾を得なければならないというルールが明らかにされた。また、裁判所は、被告に同種間交配種「鄭58」を母としてハイブリッド「鄭単958」を生産することを禁止すると、巨大な経済的損失が生じることを考慮し、原告の侵害不差止請求を認めなかったが、侵害者の主観的な過失、収益状況、そして「鄭58」の使用を停止せずに権利期間満了まで生産し続けた場合の収益状況等に基づき、権利者が請求した4952万元の賠償額及び合理的な支出を全額支持することで、各当事者の利益のバランスを取った。本稿において、本件の経緯及び争点を一々紹介した上で、知財事件における侵害不差止の適用について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

再審請求人 (一審被告、二審上訴人) : 德農種業股分公司 (元北京德農種業有限公司。以下、「德農社」という。)

被請求人 (一審原告、二審被上訴人) : 河南金

博士種業股分有限公司 (以下、「金博士社」という。)
一審被告、二審上訴人 : 河南省農業科学院 (以下、「農科院」という。)

判決情報

一審 河南省鄭州市中等裁判所 (2014) 鄭知民初字第720号民事判決書

二審 河南省高等裁判所 (2015) 豫法知民終字第00356号民事判決書

再審 中国最高裁判所 (2018) 最高法民申4587号民事裁定书

2. 事件の経緯

ハイブリッド「鄭単958」(品種権番号:CNA20000535) は、「鄭58」(品種権番号:CNA20000284) を母、公有領域に属する「昌7-2」を父として育成されたものである。「鄭58」の植物新品種権者は金博士社であり、「鄭単958」の植物新品種権者は農科院である。農科院は德農社と「とうもろこしのハイブリッド『鄭単958』の許諾契約」及び補充合意書を締結し、德農社に一定の期間内に「鄭単958」を生産・販売することを許諾するとともに、許諾料も規定した。また、德農社が契約履行のために種の生産を行う際に第三者の権利に関わる場合には、德農社が対応すると約定した。德農社は農科院の許諾をもって「農作物種子経営免許」を取得した後、甘肅省で「鄭単958」を大量に生産販売しはじめた。金博士社は、德農社が許諾なしに、商業的な目的で、「鄭58」を無断で使用して「鄭単958」を生産・育成する行為は侵害に該当するとして提訴し、德農社への侵害不差止及び損害賠償4952万元を請求するとともに、農科院が連帯責任を負担することを命じるよう請求した。鄭州市中等裁判所は一審判決にて、德農社が合計4952万元の賠償及び合理的な支出を支払い、農科院が300万元以内に責任を負担し、金博士社の他の請求を棄却すると言い渡した。德農社と農科院はいずれも上訴した。河南省高等裁判所は二審にて、農科院と金博士社がクロスライセンスをしており、德農社が許諾を受けて生産する際に第三者の権利に関わる場合には、農科院とは関係がなく、德農社が対応することを明らかにした。従って、賠償額に関する一審裁判所の判決を維持し、農科院の連帯責任に関する一審裁判所の判決を取消した。